# - 物品・役務の提供等-令和 7 年~令和 9 年 競争入札参加資格審査申請の手引き 令和 6 年 定期申請・随時申請 【個別編】

# 隠岐の島町 施設管理課

# 【定期審查】

受付期間 令和 6 年 9 月 2 日~令和 6 年 9 月 30 日 有効期間 令和 7 年 4 月 1 日~令和 9 年 12 月 31 日 【随時審査】

受付期間 令和7年1月6日~令和9年11月15日 有効期間 令和7年4月1日以降の日~令和9年12月31日

# 問い合わせ先

- 〇島根県電子調達共同利用システム全般、操作方法に関すること 島根県電子調達ヘルプデスク 島根県庁内 電話 0852-25-6701 (直通)
- ○隠岐の島町への申請内容、提出書類に関すること

隠岐の島町 施設管理課

電話 08512-2-8573 (直通)

# はじめに

令和7年4月から令和9年12月までの期間に、隠岐の島町が発注する物品の売買、借入れ、修繕、製造の請負、役務(測量、建設コンサルタント業務を除く。)の提供等に係る競争入札等に参加を希望される方は、入札参加資格申請が必要となります。

隠岐の島町では、令和6年度より島根県内の自治体で共同利用する「島根県電子 調達共同利用システム」に参加することといたしましたので、 申請方法は、インタ ーネットを利用した「島根県電子調達共同利用システム」からの電子申請となります。

随意契約を行う場合の見積事業者の選定についても、この資格申請に基づき認定を 受けた入札参加資格者(以下「有資格者」という。)の中から行います。

申請手続きは、「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」への 電子申請となりますので、共同で利用する島根県と県内市町(以下「システム参加自 治体」という。)へ同時に申請することができます。(参加されていない自治体もあ りますので、県内全ての市町村ではありません。)

申請に当たっては、この手引きのほか次の手引きもご確認ください。

- (1)共通審査の必要書類に関する手引き
  - ・島根県電子調達システム(資格申請システム)による物品・役務入札参加資格 申請の手引き(共通編)
- (2)システム操作方法及び入力内容に関する手引き
  - ・島根県電子調達システム資格申請システム操作マニュアル-受注者編-
  - ・島根県物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格申請の手引き(個別編)

# 2. 申請について

# (1) 申請方法

原則、島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」を利用した電子申請となります。インターネットからの申請後、必要書類を期限までに郵送してください。

# (2) 申請者

申請者は法人(個人)単位としていますので、支店・営業所・事業部門間で事前に調整を行い、二重の申請とならないように注意してください。

#### (3) 定期審査の受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで

- ※システムによる申請は、申請期間内の8時~23時までです。土曜、日曜、祝日、年末年始は稼働しませんので、ご注意下さい。
- ※受付期間内に資格申請システムによる申請を完了し、共通添付書類・個別添付書類の提出が完了している必要があります。隠岐の島町の個別添付書類については、受付期間最終日の消印有効。

#### (4) 定期審査の審査結果

結果通知:令和7年3月中旬(予定)

資格申請システムから電子メールで通知します

※書面による通知は行いません。

#### (5) 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年12月31日まで(3年間)

#### (6) 随時審査

未申請者の追加申請及び種目の追加等については下記の期間で受け付けます。

- ① 令和7年1月6日(月)~令和9年11月15日(月)・・・書類は必着
- ② 提出書類:定期審査と同様
- ③ 有効期間:認定日から令和9年12月31日まで

# 3. 電子システムについて

「島根県電子調達共同利用システム」ポータルサイトの「資格申請システム」の 画面上から必要事項を入力し、併せて必要書類を提出してください。

## ■島根県電子調達共同利用システムアドレス

https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/

#### (1) 電子システムから申請できる自治体

システムは、システム参加自治体が共同で利用しています。隠岐の島町のほかにも申請先を選択することで、他のシステム参加自治体への申し込みを行うことができます。

システム参加自治体(令和6年9月現在)

島根県	松江市	浜田市	出雲市	益田市
大田市	安来市	江津市	奥出雲町	飯南町
川本町	隠岐の島町			

#### (2) 資格審査及び書類の提出

申請された内容は、システム参加自治体が共同で審査します。申し込まれた自治体が共通して必要とする情報「共通審査」と、自治体によって求める内容が異なる情報「個別審査」とを、それぞれ「共通審査自治体」と「個別審査自治体」が審査を行いますので、書類の送付先も、共通審査自治体と個別審査自治体となります。

共通審査自治体の決定方法については、電子システムの手引き(共通編)で確認ください。

なお、隠岐の島町にのみ申請をする場合は、共通審査自治体は隠岐の島町となりますので、共通審査と個別審査の両方を隠岐の島町へ送付してください。 ※共通審査と個別審査で重複する書類は省略可。

# 4. 申請の流れ

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」により申請を行います。システムの詳しい操作方法は、手引き(操作マニュアル編)をご確認ください。

電子申請では、資格申請 ID とパスワードが必要となりますが、資格申請システムから「予備登録」を行うことで取得できます。

資格申請システムに登録済みの方は、予備登録は不要です。

# (1) 予備登録

会社名、住所、代表者氏名、電話番号、メールアドレス等の基本情報を入力します。

#### (2) ID とパスワードの取得

入力したメールアドレス宛てにメールが送付されます。

# (3) 申請データの入力・登録

メールで送付された資格申請用の ID と各自で設定されたパスワードでログインし、希望する営業品目等の入力を行います。申請に必要な項目を入力し申請を完了(データを送付)することで本登録が完了し、資格申請システムから「申請受付確認メール」が送信されます。

#### (4) 添付書類の提出

システムから印刷する添付書類送付票の内容に合わせて共通添付書類と個別添付書類を送付します。共通添付書類は、基本的な部分を審査する共通審査自治体へ送付し、個別添付書類は、申請した各自治体がそれぞれ求める個別書類を各自治体へ送付します。

※資格申請システムの登録のみでは審査ができませんので、必ず期限内に添付 書類を提出 してください。

#### (5) 受理完了

本登録内容の基本的な部分を共通審査で確認し受理すると、「受理完了メール」が送信されます。

# (6) 修正および追加書類の提出

共通審査や各自治体が行う個別審査の際に、本登録内容に修正が必要な場合 や、添付書類に不備等がある場合は「修正指示通知メール」が送付されますの で、内容を確認した後、システム登録内容の修正や追加書類の提出を行ってくだ さい。

# (7) 認定完了

システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果は、申請した各自治体から「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。

#### 5. 資格申請を受けようとする方の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定 に該当しないこと。
- (2) 営業の開始に関し、官公庁の許認可等を必要とする業務については、これを得ていること。
- (3) 隠岐の島町の町税の滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 社会保険料の滞納がないこと
- (6) 国民健康保険料の滞納がないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは 暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

#### 6. 申請にあたっての注意事項

(1) 入札参加資格審査の基準日は、令和6年9月1日とします。特に記載がない場合には、基準日時点の内容で書類を作成してください。随時申請の場合は申請日とします。

- (2) 参加資格申請には IC カード(電子証明書)及び IC カードリーダーは不要です。電子入札に参加する際には必要となりますが、隠岐の島町では当面の間、物品・役務の提供については電子入札を行わない予定です。
- (3) 共通、個別添付書類等の必要書類が期限までに到着ない場合は、資格審査の対象となりませんので、余裕を持って申請してください。
- (4) 申請、添付書類等に虚偽の事項を記載した場合は資格を取り消すことがあります。
- (5) この資格審査(物品・役務の提供)では格付を行いません。
- (6) やむを得ない事情により電子申請が困難な場合であって、<u>隠岐の島町にのみ</u>申請する方に限り、紙での申請を認めますが、事前に施設管理課にご相談ください。 (紙申請の場合、他の自治体には申請できません)

#### 7. 営業品目の登録について

- (1) 営業品目の登録は、「希望営業種目表」の例示を参考に、希望する営業種目 を選択して登録してください。
- (2) 該当する種目がない場合は、その他とし具体に内容を入力してください。

# 8. 書類の提出方法、提出期限等について

#### 8-1 提出書類の種類

### (1) 共通審査用書類

システム参加自治体が共通して必要とする書類です。

提出先	共通審査自治体	
書類の詳細	手引き(共通編)をご確認ください。	
注意事項	複数のシステム参加自治体に対して申請手続きする場合であ	
	っても、共通審査自治体のみに1部を送付してください。	

#### (2) 隠岐の島町への個別審査用書類

上記の共通審査用書類とは別に、隠岐の島町が必要とする書類です。

提出先	隠岐の島町 施設管理課	
	〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2	
書類の詳細	「10. 隠岐の島町個別審査用書類」をご確認ください。	

## 8-2 書類の提出方法

- (1) 郵送又は持参してください。
- (2) 書類は、システムから出力される「個別添付書類送付票」(隠岐の島町) の順に重ねクリップ等で留めて提出してください。

#### 8-3 書類の提出期限

システムによる本登録申請後、定期審査受付期間最終日までとします。(当日消印有効)

## 8-4 添付書類様式の入手方法

様式は、

隠岐の島町ホームページ(https://www.town.okinoshima.shimane.jp/)の ホーム>事業者向け情報>入札・プロポーザル>入札>令和 7 年~令和 9 年度 物品・役務の提供の入札参加資格申請 について にあります。

## 9. 町内事業者としての要件について

#### 9-1 町内事事業者

隠岐の島町では、有資格者の所在地により、有資格者名簿を町内事業者と町外 事事業者に区分し、発注は町内事業者を優先して事業者を選定しています。 町内事業者の定義は次のとおりです。

・有資格者のうち、本社を町内に有する者

- ・有資格者のうち、本社は隠岐の島町外であるが、町内に有する営業所等の代表 者を受任者とし、以下の要件を満たす者
  - (1) 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているなど営業所としての形態を整えていること。
  - (2) 代表者は隠岐の島町に住所を有していること。
  - (3) 法人、代表者に町税の滞納がないこと。

# 10. 隠岐の島町個別審査用書類について

# 提出書類一覧表

番号	書類の名称等		備考		
1	個別添付書類送 付票 (隠岐の島町用)	必須	システムから出力 「申請完了」ボタン押下後に「申請完了」画面 から表示・印刷。		
2	申請者側の入力 内容確認画面	必須	システムから出力 「申請完了」の前に表示される「入力内容確 認」画面を印刷。		
3	財務諸表 (写し可)	必須	[法人] 直近の決算報告書(写し可) [個人] 直近の確定申告書(写し可)		
4	登記事項証明書 等(写し可)	必須	<ul><li>[法人]履歴事項全部証明書(写し可)</li><li>[個人]本籍地発行の代表者の身分(元)証明書(写し可)</li></ul>		
5	業態調書	必須 様式第6号	書類の様式は町ホームページからダウンロード してください。※関係する者が無い場合におい ても、無い旨を記入し、提出が必要です。		
6	委 任 状	該当者	入札及び契約に係る権限を営業所等の代表者に委 任する場合。任意様式とします。		
7	身分証明書 (受任者)	町内事業者 希望の場合	入札及び契約に係る権限を <b>隠岐の島町内にある</b> <b>営業所等の代表者</b> に委任する場合 ・受任者の身分証明書 (申請日から3ヶ月以内のもの有効)		
8	住 民 票 (受任者)	町内事業者 希望の場合			

	9	証明書(原本又	町内事業者	隠岐の島町の町税の全税目の未納がないことの 証明(申請日から3ヶ月以内のもの有効) ※町内本社、及び町内に営業所があり町内事業
		は写し)		者を希望する場合・・・法人の証明
10			写し	所管の税務署発行
	10	消費税等の納税		法人:その3の3を提出。
		証明書		個人:その3の2を提出。
			(申請日から3ヶ月以内のもの有効)	

# 11. 入札参加資格申請後の変更や取消し

## 11-1 変更届

入札参加資格者名簿登載後、登録事項に変更があった場合は、速やかに変更手続 を行ってください。

## 11-2 参加資格の取消し

入札参加資格認定後、資格要件に該当しないこととなったとき、又は虚偽の申請 により入札参加資格の認定を受けたことが判明したときは、入札参加資格認定を 取り消す場合があります。